

別添

鳥取情報ハイウェイ支線スイッチ賃貸借業務（教育センター他）仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

鳥取情報ハイウェイ支線スイッチ賃貸借業務（教育センター他）（以下、「本業務」という。）

(2) 業務概要

本業務は、鳥取情報ハイウェイ用支線スイッチのうちメーカーサポートが終了する機器の更新を行う。更新に当たって、鳥取情報ハイウェイ用支線スイッチを新たに賃貸借する。

(3) 賃貸借期間

賃貸借期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60月）

(4) 納入場所

No	拠点名称	住所
1	鳥取県NOC	鳥取市東町一丁目220番地
2	セコム山陰(株)データセンター鳥取	鳥取市湖山町北2-522
3	鳥取県教育センター	鳥取市湖山町北5-201
4	鳥取県産業技術センター 鳥取施設	鳥取市若葉台南7-1-1

2 調達の範囲

(1) 別紙賃貸借物品要件で示す物品を1(4)の納入場所にそれぞれ搬入し、1(3)の賃貸借期間の始期までに3の構築を行うこと。

(2) 機器更新に伴い発注者の管理する既設機器（ネットワークの監視装置、ネットワークトラフィック監視装置及びネットワーク管理ツール）の設定変更や修正等を発注者又は発注者が指定する事業者が行うため、支援を行うこと。

(3) 別紙賃貸借物品要件2(2)の保守仕様のとおり、保守対応を行うこと。

(4) 賃貸借期間満了時に賃貸借機器のデータ消去作業を行うこと。ただし、発注者による再賃貸借が行われる場合は、この限りでない。

なお、データ消去は、使用されていた記録媒体（USBメモリ、SDカード、HDD及びSSD等）を令和2年5月1日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」に定めるところにより取り扱うこと。

3 構築の範囲

(1) 調達機器は、それぞれ設定等の事前検証を行うこと。この時、問題点及び懸念事項について分析し、技術的な検討点を明確にしたうえで進めること。

(2) 調達機器は、既設機器と同じネットワークを構成できるよう、それぞれの機器に必要な設定を行い、1(4)の場所に機器を設置し配線を行うこと。なお、機器の設定に必要な情報は発注者が提供する。

(3) 鳥取情報ハイウェイ支線スイッチの既設機器と調達機器の切り替え作業を行うこと。

ア 切り替え作業は、鳥取情報ハイウェイ網に影響がないよう事前に現地調査したうえで、作業計画書及び作業手順書を作成し、発注者に提出後、発注者の承諾を得て実施すること。

イ 切り替え作業日は、原則、夜間又は休日とし、発注者及び鳥取情報ハイウェイ利用者と調整して定めること。

なお、鳥取情報ハイウェイ利用者との調整は、発注者が別途契約する鳥取情報ハイウェイ管理運営業務の受注者（以下「鳥取情報ハイウェイ管理センター」という）と協力して、受注者が主体的に行うこと。

ウ 切り替え作業日は、鳥取情報ハイウェイ利用者に周知すること。

エ 切り替え作業後、鳥取情報ハイウェイ管理センターと協力して、鳥取情報ハイウェイ利用者の通信の正常性を確認すること。

オ 既設機器は取り外し、1（4）の場所に持ち帰り発注者に引き渡すこと。

（4）既運用機器の設定変更支援

ネットワーク機器監視装置の設定変更、トラフィック監視装置の設定変更及び管理ツールの修正等の作業は、発注者又は発注者が指定する事業者が行うため、支援を行うこと。

4 提出図書

（1）業務計画書等

受注者は、適時発注者と協議し、次の図書を作成し、提出時期までに提出すること

提出書類	内 容	部数	提出時期
使用機器報告書	－	2部	契約締結後2週間以内
機器搬入計画書	－	1部	機器搬入の2週間前まで
切り替え作業計画書	タイムスケジュール 切り替え作業手順書 切り替え作業時の連絡体制 通信性確認チェックリスト	2部	切り替え作業実施の2週間前まで
打合せ記録	－	1部	打合せのあった翌々日の開庁日
その他	発注者の求める資料	1部	発注者の指示による

（2）完成図書

次の図書を物品の納入時に紙媒体で発注者に提出すること。電子ファイルで提出が可能なものについては電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R）に格納して1部提出すること。

※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかの形式及びPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）の2種類で提出すること。

提出書類	内 容	部数	提出時期
完成図書	主要機器一覧（シリアル番号含む） 切り替え作業及び納品写真	2部	6月30日まで
保証書及び新品証明書	－	1部	6月30日まで
保守連絡体制図	－	2部	6月30日まで
その他	発注者が必要とする関連図書及び資料	1部	発注者の指示による

5 特記事項

（1）資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(2) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

6 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 納入の確認及び引渡し

ア 受注者は、物品を全て1(4)の納入場所に納入し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

イ 発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という）は、アの通知を受けた日から10日以内に仕様書に定めるところにより、物品が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

ウ 発注者は、イの確認完了後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けなければならない。

エ 受注者は、物品がイの確認に合格しないときは、直ちに物品の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

(3) 納入費用等の負担

ア 本業務の契約に基づく物品の納入及び撤去その他本業務に係る契約を履行するために要する全ての費用は、受注者の負担とする。

イ アの場合において、受注者が撤去を遅滞したときは、発注者は、受注者の代わりに撤去し、その費用を受注者に請求する。

(4) 物品の保守

ア 受注者は、発注者が物品を常に安全かつ完全に使用できるよう別紙賃貸借物品要件2(2)の保守仕様に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

イ 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施する。

(5) 物品の不具合

物品の引渡しを受けた後において、当該物品が本業務に係る契約の内容に適合しないものであるときは、受注者は発注者に対し責任を負う。

(6) 賃貸借料の支払等

ア 受注者は、当月分の料金を翌月に発注者に請求し、発注者は、正当な請求を受理した日から30日以内にその請求額を受注者に支払う。

イ 発注者が、正当な理由なくアの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(7) 所有権の表示

物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて受注者に属し、受注者は、物品に受注者の所有物である旨を表示することができる。

(8) 物品の原状変更及び附合物

発注者は、物品の一部を除去し、取り替え、若しくは改造し、又は物品に機械器具、装備その他の物品を取り付ける必要が生じた場合、あらかじめ書面により受注者に協議する。

(9) 物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、物品に損害保険を付保する。

(10) 損害賠償

ア 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物品に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

イ アの損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定める。この場合において、受注者の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除する。

(11) 任意解除

ア 発注者は、(12) 又は (13) によるほか、必要があるときは、本業務に係る契約を解除することができる。

イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議して定める。

(12) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア) から(ウ) のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 期限内に物品を納入しないとき又は期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

(イ) 正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

(ウ) (ア) 及び(イ) の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

(ア) 履行不能が明らかであるとき。

(イ) 履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務に係る契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(12)アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取

引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 解除の制限

(12) ア (ア) から (ウ) 及び (13) ア (ア) から (エ) までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(12) 及び (13) による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(15) 賠償の予定

受注者が (13) ア (オ) に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、賃貸借料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。物品の借り受け後においても、同様とする。

(16) 履行遅延による違約金

ア 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期に物品を借受けることができない場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。

イ アの違約金は、遅延日数に応じ、賃貸借料総額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額とする。

(17) 秘密の保持

受注者は、業務の履行に関し知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、蓄積し、又は他の目的に利用してはならない。

(18) 物品及び消耗品等の返還、撤去

ア 発注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは終了した場合又は (11) から (13) までにより本業務に係る契約を解除した場合、物品を遅滞なく受注者に返還しなければならない。

イ 受注者は、アの場合においては、遅滞なく物品を撤去しなければならない。

(19) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る契約の訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(20) 契約外の事項

本業務に係る契約書に定めのない事項又は本業務に係る契約書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

7 その他

(1) 契約書の作成に当たり、本仕様書の6の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。

(2) 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えないで用語を変更する場合がある。

別紙 賃貸借物品要件

1 物品の名称及び数量

本仕様の調達数量について以下に示す。

名 称	数 量
支線スイッチ 本体	4 台
支線スイッチ 1G 光インターフェイス	4 個
メーカー保守ライセンス	1 台当たり 5 年分

2 仕様

(1) 調達品は、全て新品であること。

(2) 鳥取情報ハイウェイ用支線スイッチ（数量：4 台） 参考型番：C9200L-24T-4X-E

区 分	項 目	仕 様
本体仕様	筐体	19 インチラックにマウントでき、1U 以内のサイズであること。 インターフェース数は、10/100/1000 Mbps イーサネット ポートを 24 ポート以上、1GE/10GE 対応の SFP+ポートを 4 ポート以上有すること。 10/100/1000 Mbps 管理ポートまたはコンソール ポートを使用したスイッチ管理が可能であること。 電圧は、100 ～ 240VAC / 50 ～ 60Hz に対応すること。 電源装置は、電源装置はホットスワップ可能な 1+1 の冗長構成であること。 消費電力は 125W 以下であること。 動作温度は 0 ～ 40 ° C 以上であること。 19 インチラックマウントキットを具備すること。
	機能性能	MAC アドレスエントリ数は、最大 16,000 以上であること。 VLAN 数は、1,000 以上であること。 レイヤ 2 スイッチ ポートおよび VLAN トランク機能を有すること。 IEEE 802.1Q VLAN カプセル化機能を有すること。 VLAN 単位の高速スパンニングツリー機能をサポートすること。 スパンニング ツリー PortFast および、PortFast トランク機能を有すること。 EtherChannel 機能を有すること。 全ポートで 9,000Byte 以上のジャンボ フレームをサポートすること。 ストーム制御機能を有すること。 ポートあたり 8 以上のキューを有すること。 ACL ベースの QoS 分類が可能であること。 CoS ベースの出力キューイング機能を有すること。 IP ベース ACL 機能を有すること。 SSHv2 機能を有すること。NTP 機能を有すること。 ミラーポートを作成可能であること。 ポートダウンや Syslog メッセージなどをトリガーに任意のコマンドを実行する機能を有すること。 ポートおよび、VLAN にアクセスリストを設定できること。 日時や時間帯を指定できるアクセスリスト機能を有すること。 隣接する情報ハイウェイ機器と機器情報を相互に伝達するプロトコルを有すること。
1G 光インターフェイス仕様		1000BASE-LX/LH SFP であること
保守仕様		保守期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までとする。 24 時間 365 日の受付窓口を有し、翌営業日中に復旧対応を開始すること。
その他		1 台予備機として NOC に納品すること

